

「VAAKEYE」利用規約
(万引き検知補償・商品ロス削減補償 抜粋)

第 1 1 章 万引き検知補償・商品ロス削減補償

第 3 8 条 (万引き検知補償)

1. 当社は、本サービスを利用している契約者から、本サービスを導入した契約者施設等にて、万引き（刑法の窃盗罪の構成要件に該当する行為のうち、買い物客を装って店員等の隙を見て行われる行為をいい、既遂となった時点をもって万引きが発生したものとします。以下、同じ。）が発生したことの報告をうけた場合で、かつ、別表 7 に記載の条件をすべて満たすと判断した場合、当該契約者に対して、万引きの被害商品の仕入原価の額（複数商品が被害にあった場合は、各商品の仕入原価の合計金額）を基準に当社所定の基準で算定した金額の補償金を支払います。なお、支払い時期は、当社所定の時期とします。
2. 前項で当社が支払う補償金は、万引き 1 件（件数のカウントは当社基準に基づき判断するものとします。）につき 5 万円を上限とし、また、1 つの契約者施設等につき年間 3 0 万円を上限とします。また、万引きの被害に付随して発生した費用（逸失利益を含む。）は、補償金の対象とはなりません。
3. 第 1 項に定める補償金の支払は、契約者が本サービスを利用する限りで行われるものとします。本契約が終了した場合（理由のいかんを問わないものとします。）、その後に発覚した万引きについては、本サービス提供期間中に発生した万引きであっても、補償金の支払の対象とはなりません。

第 3 9 条 (商品ロス削減補償)

1. 当社は、本サービスを利用している契約者から、契約者施設等にて、利用規約に従って本サービスを 1 年間利用したにもかかわらず、当該契約者施設等の売上における万引き等（本サービスにおいて検知できず発覚しなかった万引き等をいい、万引き検知補償サービスにより補償された万引きを除くもの）とします。以下、同じ。）での被害額の割合（以下「商品ロス」といいます。）が、本サービスの利用前の直前 1 年間と比較して減少しなかったことの報告をうけた場合で、かつ、別表 7 に記載の条件をすべて満たすと判断した場合、当該契約者に対して、前年同月までの 1 年間の月次商品ロスの平均と、前年同月の 1 カ月の商品ロスの 2 つの数字のどちらと比較しても、商品ロスが減少していない月のサービス利用料を対象として、最大 1 2 ヶ月のサービス利用料に相当する金額の補償金を支払います。なお、支払い時期は、当社所定の時期とします。
2. 契約者は、本サービスの利用を開始した日を基準として契約期間内に、1 店舗もしくは 1 売場を対象として、前項の報告を行うことができるものとします。当社は、同一の契約者から前項の報告を複数回受けた場合でも、1 回目の報告のみ採用します。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 1 項の報告を行った場合でも、既に当該契約者の関連会社（当該契約者によりその議決権付株式の過半数を直接又は間接に保有されている国内外の会社、若しくは、当該契約者の議決権付株式の過半数を直接又は間接に保有している国内外の会社で、別途当社と利用規約を内容とした契約を締結している者をいいます。）に対し第 1 項に基づき補償金の支払を行っているときは、当該契約者に対する補償金の支払を行いません。
4. 第 1 項に定める補償金の支払は、契約者が本サービスを利用する限りで行われるものとします。本契約が終了した場合（理由のいかんを問わないものとします。）、その後に本サービス提供期間中に商品ロスが減少しなかったことが発覚したとしても、補償金の支払の対象とはなりません。

第 4 0 条 (情報提供)

1. 契約者は、第 3 8 条又は第 3 9 条の報告を行う場合、当該報告とともに当社所定の情報を提供するものとします。また、契約者は、当社が追加で資料又は情報の提供を求めた場合、速やかにこれに応じるものとします。
2. 契約者は、当社に対して、前項に基づき提供する情報が真実かつ正確であることを保証します。

第 4 1 条 (期間制限)

契約者は、第 3 8 条又は第 3 9 条の報告を、次の各号に定める期間内に行うものとします。当該期間内に報告がない場合、契約者は、補償金の支払を受ける権利を失うものとします。

- (1) 第 3 8 条の報告 万引き発生後 1 カ月以内
- (2) 第 3 9 条の報告 本サービスの利用を開始した日を基準として 1 年を経過した日から 1 カ月以内

第 4 2 条 (補償対象外の範囲)

1. 当社は、次の各号に該当する場合は、第 3 8 条又は第 3 9 条に基づく補償金の支払を行いません。
 - (1) 製品名「VAAKEYE 店舗DX」プラン名「RTS1000」を利用していない場合
 - (2) 利用規約に定める内容で本サービスを利用していない場合
 - (3) 当社の事前の書面による承諾なく、本サービスシステムの設定（接続されている防犯カメラの向き、検知レベル、パラメーター設定、領域設定、メール設定等）を変更している場合
 - (4) 防犯カメラが、レンズ水平画角 120°未満の固定カメラではない 360°カメラ、魚眼カメラ等、もしくは

は、操作可能なPTZ等カメラである場合

- (5) 当社の事前の書面による承諾なく、本サービスに接続された防犯カメラの撮影する範囲において、什器移動または什器変更を伴うレイアウトの変更をおこなっている場合
 - (6) 動産総合保険、盗難保険等別途本サービス以外の損害保険契約や共済等で万引き等における被害商品が補償されている場合（補償されることが確実な場合も含みます。）
 - (7) 契約者以外の者からの報告又は支払請求である場合
 - (8) 加害者もしくは加害者の監督責任者その他第三者から万引きの被害に関して損害賠償金その他名目の如何を問わず損害を賠償する趣旨により金員を受領した場合
 - (9) 当社が求める資料の提出がない場合
 - (10) 当社が提出を求める書類に既知の事実を記載しなかった場合または虚偽もしくは不実の記載を行った場合
 - (11) 商品ロスの過半が、従業員による不正や管理不備に起因する可能性がある場合、もしくは契約者による商品ロスの原因調査が不十分であると判断できる場合
 - (12) 本サービスにおいて映像解析の機能が設定されていない場合
 - (13) 第38条において、当社から本サービスにおいて捕捉できないことを事前に連絡した行為に基づき万引きが行われた場合
 - (14) 第38条において、契約者からの報告により本サービスにおいて捕捉できないことが明確となり、当該行為を捕捉できるように当社が対応している間に、同一行為により万引きが行われた場合
 - (15) 第38条において、第21条に定める保守等により本サービスの全部又は一部の機能が停止している間に行われた万引きに基づく場合
 - (16) その他当社が適当でないと認める場合
2. 補償金の支払は、第38条及び第39条に定める以外に、本サービスの特定目的への適合性や商品性等を何ら保証するものではありません。

別表 7

万引き検知補償サービス・商品ロス削減補償サービス

1. 万引き検知補償サービス

当社は、本サービスを利用している契約者から、本サービスを導入した契約者施設等にて、万引き（刑法の窃盗罪の構成要件に該当する行為のうち、買い物客を装って店員等の隙を見て行われる行為をいい、既遂となった時点をもって万引きが発生したものとします。）が発生したことの報告をうけた場合で、かつ、次の各号に定める条件がすべて満たされる場合、当該契約者に対し、利用規約第38条の定めに従って、補償金を支払います。

- (1) 本サービスの利用に際し、利用規約の内容を遵守していること
- (2) 万引きを行った人物が、防犯カメラの撮影可能な範囲（以下「対象範囲」といいます）に全身が写っているにもかかわらず、本サービスにより何らの検知または通知もなされなかったこと
- (3) 万引きの被害商品が対象範囲に写っており、防犯カメラ映像により具体的に種類等を特定できること
- (4) 本サービスシステムの防犯カメラについて対象期間内で当社基準による検知試験に合格していること
- (5) 仕入伝票等の被害商品の仕入原価の金額が確認できる資料があること
- (6) 被害商品が契約者施設等において販売可能な商品であること（レンタル商品や展示品、備品等は含まれません。）

2. 商品ロス削減補償サービス

当社は、本サービスを利用している契約者から、契約者施設等にて、利用規約に従って本サービスを1年間利用したにもかかわらず、当該契約者施設等の売上における万引き等（本サービスにおいて検知できず発覚しなかった万引き等をいい、万引き検知補償サービスにより補償された万引きを除くものとし、ます。）での被害額の割合（以下「商品ロス」といいます。）が、直前1年間と比較して減少しなかったことの報告をうけた場合で、かつ、次の各号に定める条件がすべて満たされる場合、当該契約者に対し、利用規約第39条の定めに従って、補償金を支払います。

- (1) 本サービスの利用に際し、利用規約の内容を遵守していること
- (2) 第2号に掲げる商品ロスの数字が、客観的な資料に基づいて算定することができること
- (3) 第2号に掲げる前年同月までの1年間の月次商品ロスの平均と、前年同月の月次商品ロスの2つの数字のどちらもが0.3%以上であること
- (4) 管理画面における検知映像への対応が24時間以内に行われ、対応記録が80%以上入力されていること
- (5) 契約者の責による本サービスシステムの停止が、年間3回を下回ること
- (6) 本サービスシステムの防犯カメラ解析の稼働時間のうち95%以上の時間が検知試験済みの状態であること
- (7) 別表6に規定するステッカーが契約者施設等の全出入口に貼付されており、利用開始時点で画像付き申告書を提出していること、及び、当該貼付されたステッカーのうち少なくとも1つが、防犯カメラに映っており、貼付され続けていることが確認できること
- (8) 本サービスの導入が契約者施設等の一部である場合、次の要件をすべて満たすこと
 - イ) 対象範囲である一部での商品ロス及び当該契約者施設等全体での商品ロスのいずれもが第2号を満たすこと
 - ロ) 本サービスを導入した契約者施設等の一部の売上と、他の契約者施設等の売上が会計上分離されていること
 - ハ) 本サービスを導入した契約者施設等の一部において、顧客が立ち入ることができる場所が全て対象範囲に移されていること
 - ニ) 本サービスを導入した契約者施設等の一部の全出入口において第7号を満たすこと
- (9) 本サービスの導入が契約者施設等の全部である場合、対象範囲は、顧客通路（床）の表面積80%以上が映っていること
- (10) 当社と契約者とが直接に利用規約を内容とする契約を締結していること